

京都市訓令甲第1号

庁 中 一 般

京都市副市長事務担任規程の一部を次のように改正する。

平成20年4月1日

京都市長 門 川 大 作

第1条を次のように改める。

(担任事務)

第1条 副市長は、次の区分により事務を担当する。

副 市 長	担 任 事 務
星 川 副 市 長	総合企画局，総務局，環境局，文化市民局（市民生活部に限る。），区役所及び上下水道局に属する事務並びに市会，選挙管理委員会，人事委員会及び監査委員に関する事務
細 見 副 市 長	文化市民局（市民生活部を除く。）及び産業観光局に属する事務並びに教育委員会及び農業委員会に関する事務
山 崎 副 市 長	理財局，保健福祉局，都市計画局，建設局，会計室，消防局及び交通局に属する事務並びに固定資産評価審査委員会に関する事務

第2条第1項を次のように改める。

前条の規定にかかわらず，服務規律に関する事務は星川副市長が，南部開発及び市立病院に関する事務は細見副市長が，危機管理，国家戦略としての京都創生，地球温暖化対策，歩くまち京都及び国際交流に関する事務は山崎副市長が担任する。

第3条中「第1条第1項及び前条」を「前2条」に改める。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)